

事業活動温暖化対策計画書等 作成要領

平成22年4月

熊本県

目 次

第1章 総論	2
1 計画書及び報告書の作成が必要な事業者	2
2 原油換算エネルギー使用量の算定方法	2
3 計画書及び報告書の提出	5
4 温室効果ガス算定排出量の算定方法	7
第2章 計画書の作成等	12
1 計画書の記入要領	12
2 計画の変更	16
3 計画の廃止	17
4 その他	17
第3章 報告書の作成	18
1 報告書の記入要領	18
2 その他	23
第4章 計画書又は報告書の公表	24
1 提出された計画書又は報告書の公表	24
2 公表の期限	24
3 権利利益の保護に係る請求	24

この要領は、熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号。以下「条例」という。）第17条から第20条までに規定する事業活動温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）、事業活動温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）、事業活動温暖化対策計画廃止届出書（以下「廃止届」という。）の作成等に関し、必要な事項を定めるものである。

この要領において使用する用語は、条例及び熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（平成22年熊本県規則第25号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

改正履歴

平成22年3月31日 制定

平成22年8月2日 一部改正

第1章 総論

1 計画書及び報告書の作成が必要な事業者

条例第17条第1項の規定より計画書を提出する必要のある特定事業者は、規則第5条により次の(1)及び(2)が該当する。

また、規則第5条各号に該当しない事業者（以下「中小規模排出事業者」という。）も任意で計画書を提出することができる。

(1) 県内に設置しているすべての事業所（連鎖化事業を行う者（フランチャイズ事業者）である場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。）の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500キロワット以上^{キロワット}の事業者（規則第5条第1号該当、以下「大規模エネルギー使用事業者」という。）

(2) 使用の本拠の位置を県内に有する自動車の前年度の末日における合計台数が次に掲げる から までの要件のいずれかに該当する道路運送事業者（規則第5条第2号該当、以下「自動車運送事業者」という。）

トラック（貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車を除く。））の台数が100台以上であること

バス（道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車）の台数が100台以上であること

タクシー（道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車）の台数が150台以上であること

2 原油換算エネルギー使用量の算定方法

(1) 算定対象となる活動範囲

算定対象となる活動範囲は、事業者が県内に設置する事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場等をいい、連鎖化事業を行う者（フランチャイズ事業者）である場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。）においてエネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気及び熱の使用に伴い排出される二酸化炭素）の発生を伴うものとし、事業所外を移動する自動車等の移動体（社用車、配送車両等）については除外する。

(2) 算定対象となる期間

計画書を提出する年度の前年度の4月1日から3月31日までとする。

(3) 算定の方法

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条の方法により換算し、合計するものとする。具体的には規則第1号様式別表1を用いて、次の手順により行うものとする。

ただし、エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条の規定による国への定期報告書の提出において、原油換算エネルギー使用量が15kl / 年未満の事業所であって、事業者全体の原油換算エネルギー使用量の1%未満の範囲の事業所として、国に最初に原油換算エネルギー使用量を報告（エネルギー使用状況届出書の提出）する

際に用いた値と同じ値を報告することができるとされた事業所については、同じ値を用いることができるものとする。

手順 1

エネルギーの種類ごとに前年度のエネルギー使用量を「使用量」欄に記入するものとする。単位に注意すること。

手順 2

エネルギーの種類ごとに「使用量」欄の数値に、「換算係数」欄の数値（表 1 に掲げる換算係数）を乗じて得た数値を「熱量GJ（使用量×換算係数）」欄に記入するものとする。

手順 3

エネルギー種類ごとの「熱量GJ（使用量×換算係数）」を合算して得た数値を「合計GJ」欄に記入するものとする。

手順 4

「合計GJ」欄の数値に原油換算係数0.0258 を乗じて得た数値を「原油換算エネルギー使用量」欄に記入するものとする。

表 1

エネルギーの種類	換算係数
原油	38.2 GJ/kl
N G L	35.3 GJ/kl
揮発油	34.6 GJ/kl
ナフサ	33.6 GJ/kl
灯油	36.7 GJ/kl
軽油	37.7 GJ/kl
A重油	39.1 GJ/kl
B・C重油	41.9 GJ/kl
石油アスファルト	40.9 GJ/ t
石油コークス	29.9 GJ/ t
石油ガス L P G	50.8 GJ/ t
石油系炭化水素	44.9 GJ/千 m3
液化天然ガス L N G	54.6 GJ/ t
その他天然ガス	43.5 GJ/千 m3
原料炭	29.0 GJ/ t
一般炭	25.7 GJ/ t
無煙炭	26.9 GJ/ t
石炭コークス	29.4 GJ/ t
コールタール	37.3 GJ/ t
コークス炉ガス	21.1 GJ/千 m3
高炉ガス	3.4 GJ/千 m3
転炉ガス	8.4 GJ/千 m3
都市ガス	GJ/千 m3
産業用蒸気	1.02 GJ/GJ
産業以外の蒸気	1.36 GJ/GJ
温水	1.36 GJ/GJ
冷水	1.36 GJ/GJ
一般電気事業者からの昼間買電	9.97 千 kwh/GJ
一般電気事業者からの夜間買電	9.28 千 kwh/GJ
上記以外の買電気	9.76 千 kwh/GJ

都市ガスの単位発熱量については、ガス会社により異なるので、ガス会社に確認する必要がある。

LPGについては、供給事業者からの使用量が“ m3 ”で表示されている場合、“t (ト)”に換算する必要がある。換算係数はガス会社により異なるので、ガス会社に確認する必要がある。不明な場合は、次表の数値を用いることができる。

プロパン	1 m3	1/502 [t]
ブタン	1 m3	1/355 [t]
プロパン・ブタンの混合	1 m3	1/458 [t]

3 計画書及び報告書の提出

(1) 計画書の提出

計画書は、計画期間ごとに作成し、計画期間の初年度の8月末日（平成22年度において提出するものにあつては、12月末日）までに提出するものとする。

(2) 報告書の提出

報告書は、計画期間中の毎年度について作成し、報告対象年度の翌年度の8月末日までに提出するものとする。

(3) 提出様式

計画書は規則第1号様式により、報告書は規則第3号様式により提出するものとする。ただし、自動車運送事業者、中小規模排出事業者にあつては、計画書の別表1の提出は不要とする。

(参考) 提出のイメージ

	計画書	報告書
大規模エネルギー使用事業者	<p>別表2</p> <p>別表1</p> <p>事業活動温暖化対策計画に関する事項</p> <p>事業活動温暖化対策計画書</p>	<p>別表1</p> <p>事業活動温暖化対策計画の実施状況に関する事項</p> <p>事業活動温暖化対策実施状況報告書</p>

	計画書	報告書
自動車運送事業者、中小規模排出事業者	<p style="text-align: center;">別表 1 は不要</p>	

(4) 提出部数

書面により提出する場合、計画書、報告書とも1部とする。

(5) 提出先

計画書、報告書とも熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室（熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県庁舎新館5階）とする。

(6) 提出方法

郵送、持参又はくまもと電子申請窓口によるものとする。

(参考) 計画書及び報告書の提出スケジュール 計画期間を3年間とした場合

	初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
計画書	計画対象期間 提出 ▲(通常: 8月末、H22: 12月末)					
報告書	報告対象期間 提出 ▲(8月末)	報告対象期間 提出 ▲(8月末)	報告対象期間 提出 ▲(8月末)	報告対象期間 提出 ▲(8月末)		
計画書				計画対象期間 提出 ▲(8月末)		
報告書				報告対象期間 提出 ▲(8月末)	報告対象期間 提出 ▲(8月末)	報告対象期間 提出 ▲(8月末)

備考 提出期限 (▲) について

計画書: 計画期間の初年度の8月末日までに提出すること。

ただし、平成22年度については、4ヶ月延長し、12月末日までに提出すること。

報告書: 実施年度ごとに、それぞれの翌年度の8月末日までに提出すること。

4 温室効果ガス算定排出量の算定方法

(1) 算定する活動の範囲

大規模エネルギー使用事業者

算定対象となる活動範囲は、県内における事業活動のうち、事業者が県内に設置する県内事業所(店舗、営業所、事務所、配送所、工場等をいい、連鎖化事業を行う者(フランチャイズ事業者)である場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として県内に設置しているものを含む。)においてエネルギー起源の二酸化炭素(燃料の燃焼、他人から供給された電気及び熱の使用に伴い排出される二酸化炭素をいう。以下同じ。)の発生を伴う活動については必ず算定するものとし、事業所外を移動する自動車等の移動体については算定の対象から除外することができるものとする。

自動車運送事業者

算定対象となる活動範囲は、県内における事業活動のうち、第1章1(2)からまでに該当する自動車に係る燃料の使用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素の発生を伴う活動については必ず算定するものとし、事業者が設置する県内事業所(営業所、事務所、配送所等)におけるエネルギー起源の二酸化炭素の発生を伴う活動については算定の対象から除外することができるものとする。

中小規模排出事業者

自動車運送事業を営む者にあつては を、それ以外の事業者にあつては を原則とする。

(2) 算定する温室効果ガス

燃料の燃焼、他人から供給された電気及び熱の使用に伴い排出される二酸化炭素(エネルギー起源の二酸化炭素)を対象とする。

エネルギー起源の二酸化炭素以外の二酸化炭素（非エネルギー期限の二酸化炭素）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄は算定の対象外とする。

(3) 算定の方法

温室効果ガス算定排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定する方法により算定するものとする。

具体的には、次の から までにより算定した量を合計するものとする。

ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項の規定による国への温室効果ガスの排出量の報告において、温室効果ガス算定排出量が30t / 年未満の事業所であって、当該事業者の総排出量の1%未満の範囲の事業所として、国に前年度と同じ値をその年度の値として報告することができることとされた事業所については、同じ値を用いることができるものとする。

燃料の使用

二酸化炭素 排出量 (t-CO2)	= (燃料の種類ごとに) 燃料の使用量 (t、kl、1,000Nm3) × 単位発熱量 (GJ/t、GJ /kl、GJ /1,000Nm3) × 単位発熱量あたり排出量 (t-C/GJ) × 44/12
---------------------------	--

単位発熱量、単位発熱量あたり排出量については、表 - 2 のとおりとする。

表 2 で示した燃料以外の燃料(バイオマス起源メタンなど)を燃焼させた場合に排出される二酸化炭素は算定対象外とする。

販売された副生燃料の量(エネルギー使用の合理化に関する法律の定期報告書の第2表における「販売した副生エネルギーの量」に記入された量)について、 の式により得られた量は、排出量の合計量から控除することができるものとする。

表 2

燃料の種類	単位発熱量	排出係数
原油	38.2 GJ/kl	0.0187 t C/GJ
N G L	35.3 GJ/kl	0.0184 t C/GJ
揮発油	34.6 GJ/kl	0.0183 t C/GJ
ナフサ	33.6 GJ/kl	0.0182 t C/GJ
灯油	36.7 GJ/kl	0.0185 t C/GJ
軽油	37.7 GJ/kl	0.0187 t C/GJ
A重油	39.1 GJ/kl	0.0189 t C/GJ
B・C重油	41.9 GJ/kl	0.0195 t C/GJ
石油アスファルト	40.9 GJ/ t	0.0208 t C/GJ
石油コークス	29.9 GJ/ t	0.0254 t C/GJ
石油ガス L P G	50.8 GJ/ t	0.0161 t C/GJ
石油系炭化水素	44.9 GJ/千 m3	0.0142 t C/GJ
液化天然ガス L N G	54.6 GJ/ t	0.0135 t C/GJ
その他天然ガス	43.5 GJ/千 m3	0.0139 t C/GJ
原料炭	29.0 GJ/ t	0.0245 t C/GJ
一般炭	25.7 GJ/ t	0.0247 t C/GJ
無煙炭	26.9 GJ/ t	0.0255 t C/GJ
石炭コークス	29.4 GJ/ t	0.0294 t C/GJ
コールタール	37.3 GJ/ t	0.0209 t C/GJ
コークス炉ガス	21.1 GJ/千 m3	0.0110 t C/GJ
高炉ガス	3.4 GJ/千 m3	0.0266 t C/GJ
転炉ガス	8.4 GJ/千 m3	0.0384 t C/GJ
都市ガス	GJ/千 m3	0.0136 t C/GJ

都市ガスの単位発熱量については、ガス会社により異なるので、各ガス会社に確認する必要がある。

LPGについては、供給事業者からの使用量が“ m3 ”で表示されている場合、“ t (ト)”に換算する必要がある。換算係数はガス会社により異なるので、各ガス会社に確認する必要がある。不明な場合は、次の数値を用いることができるものとする。

プロパン	1 m3	1/502 [t]
ブタン	1 m3	1/355 [t]
プロパン・ブタンの混合	1 m3	1/458 [t]

他人から供給された電気の使用

二酸化炭素 = 電気の使用量 (kWh)
排出量 × 単位使用量当たり排出量 (t-CO2/kWh)
(t-CO2)

単位使用量当たり排出量については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて電気事業者ごとに公表された排出係数（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）第2条第4項第2号に規定する係数（実排出係数）、同項第2号に規定する係数（実測等に基づく係数）又は同項第3号に規定する係数（代替値））を用いるものとする。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に規定する調整後排出係数は用いないものとする。

自家発電については算定の対象外とする。

他人から供給された熱の使用

$$\begin{aligned} \text{二酸化炭素} &= (\text{熱の種類ごとに}) \text{熱の使用量 (GJ)} \\ \text{排出量} &\quad \times \quad \text{単位使用量当たり排出量 (t-CO2/GJ)} \\ &(\text{t-CO2}) \end{aligned}$$

単位使用量当たり排出量については、表 - 3 のとおりとする。

表 3

熱の種類	単位使用量 あたり排出量
産業用蒸気	0.060 t-CO2/GJ
蒸気（産業用のものを除く。） 温水、冷水	0.057 t-CO2/GJ

他人に供給した電気又は熱に伴う二酸化炭素排出量の控除について
温室効果ガス算定排出量は、 から までを合算した量とするが、他人に電気又は熱を供給した場合、次式で算出される量を控除する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{控除量} &= \text{電気販売量又は熱販売量 (kWh, GJ)} \\ &(\text{t-CO2}) \quad \times \quad \text{単位販売量当たりの排出量 (t-CO2/kWh, t-CO2/GJ)} \end{aligned}$$

単位販売量当たりの排出量、いわゆる排出係数は、当該事業所で発電した電気及び発生させた熱についての排出係数を用いる必要がある。排出係数は、次式のとおり、発電又は熱の発生に伴い発生した温室効果ガス排出量を発電量又は発生熱量で除して求めることができるものとする。

$$\begin{aligned} &\text{単位電気販売量当たりの排出量 (t-CO2/kWh)} \\ &= \{ (\text{当該事業所で発電のために投入した燃料使用量 (t, kl, 千Nm3)} \\ &\quad \times \text{単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千Nm3)} \\ &\quad \times \text{排出係数 (t-C/GJ)} \\ &\quad \times 44/12) \} \\ &\div \text{当該事業所で発電した電気の量 (kWh)} \end{aligned}$$

単位熱販売量当たりの排出量 (t-CO₂/GJ)

$$\begin{aligned} &= \{ (\text{当該事業所で熱の発生のために投入した燃料使用量 (t, kl, 千Nm³)} \\ &\quad \times \text{ 単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千Nm³)} \\ &\quad \times \text{ 排出係数 (t-C/GJ)} \\ &\quad \times 44/12 \\ &\quad + \text{ 当該事業所で熱の発生のために使用した電力使用量 (kWh)} \\ &\quad \times \text{ 排出係数 (t-CO₂/kWh)) \} \\ &\div \text{ 当該事業所で発生させた熱の量 (GJ)} \end{aligned}$$

参考資料：温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）
第 編「温室効果ガス排出量の算定方法」
（URL：<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual/index.html>）

第2章 計画書の作成等

1 計画書の記入要領

計画書の作成は、規則第1号様式によること。

(1) 事業活動温暖化対策計画書

「住所」・「氏名」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入の上、押印すること。

氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印は不要とする。

法人の代表者以外の者が、条例に係る諸手続の委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を計画書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入の上、押印すること。

「連絡先」

計画書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。

(2) 事業活動温暖化対策計画に関する事項

「新規」又は「変更」の別

条例第17条第1項又は第3項の規定により計画書を提出する場合は新規に「レ印」を、条例第17条第4項の規定により変更後の計画書を提出する場合は変更「レ印」を記入すること。

「住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を記入すること。

「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入すること。

この欄は、押印しないこと。

「事業概要」

事業の概要を記入するか、日本標準産業分類の中分類から主たる業種を選択し、業種名を記入すること。

「該当する事業者要件」

表-4のアからウまでの区分から、該当する事業者要件を選択し、 に「レ印」

を記入すること。(ア及びイのいずれの事業者要件にも該当する場合は、両者のに「レ印」を記入すること。)

表 - 4

区分	区分の名称	要件
ア	規則第5条第1号 該当特定事業者 (大規模エネルギー使用事業者)	県内事業所(店舗、営業所、事務所、配送所、工場、フランチャイズ事業者の場合は加盟事業者等)の前年度のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500キロワット以上 <small>キロワット</small> の事業者
イ	規則第5条第2号 該当特定事業者 (自動車運送事業者)	使用の本拠の位置を県内に有する自動車の前年度の末日における合計台数が次に掲げる要件のいずれかに該当する道路運送事業者 (a) トラック(貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車を除く。))の台数が100台以上であること (b) バス(道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。))の用に供する自動車)の台数が100台以上であること (c) タクシー(道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車)の台数が150台以上であること
ウ	中小規模排出事業者	区分ア及びイのいずれにも該当しない事業者

「前年度の原油換算エネルギー使用量」

大規模エネルギー使用事業者は、第1章2により算定した前年度の原油換算エネルギー使用量を記入し、併せて別表1を提出すること。

「県内登録の自動車数」

自動車運送事業者は、規則第5条第2号アからウまでに定める自動車(表-4区分イの(a)~(c))の合計台数を記入すること。

「計画期間」

計画期間は5か年以内で事業者自らが適当と認める期間を設定すること。

設定する計画期間は「暦年」ではなく4月から3月までを期間とする「年度」を基準とすること。

「温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本方針」

計画期間を通して事業者が定める省エネルギー対策、再生可能エネルギー導入策、目標設定の考え方その他の事業活動に関する地球温暖化の防止に関する考え方をまとめ、記入すること。

「温室効果ガスの排出の抑制を図るための推進体制」

温室効果ガスの排出の抑制を図るための推進体制及び点検体制等をまとめ、記入すること。

環境マネジメントシステムを構築している場合は、当該規格の名称、適用範囲及び取得年月日を記入すること。

「温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容」

事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、適切かつ有効な措置を記入すること。

措置の内容は簡潔に記入し、可能であれば実施予定年度を、またその措置によって削減できる温室効果ガスの排出量が算出できる場合は、その措置の内容と併せてその量を記入すること。

温室効果ガスの排出の抑制に資する具体的な取組については、国が定めた「(温室効果ガス)排出抑制等指針(内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第3号)」、「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成21年経済産業省告示第66号)等を参考に、事業特性に応じて適切かつ有効な対策を実施すること。

排出抑制等指針 web ページ

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準

<http://www.eccj.or.jp/index.html>(省エネルギーセンター・ホームページ)

「温室効果ガスの排出の状況及び抑制の量に係る目標」

目標設定の方法は、「温室効果ガス排出量」によるものと、温室効果ガス排出量を『温室効果ガスの排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標(生産数量、延べ床面積等)』で除した「原単位温室効果ガス排出量」による方法がある。

計画書では、「温室効果ガス排出量」は必ず記入するものとし、「原単位温室効果ガス排出量」は追加して記入することができるものとする。

ア 「温室効果ガス算定排出量」

(ア) 「基準年度の実績(A)」

基準年度及び基準年度の温室効果ガス算定排出量を記入すること。

基準年度とは、原則として計画期間の前年度(以下「前年度」という。)とするが、事業者が定める地球温暖化対策に係る計画において別に定める基準年度がある場合は当該年度を基準年度とすることができるものとする。

温室効果ガス算定排出量の算定については、第1章4によること。

なお、事業所（自動車運送事業者にあつては、使用の本拠の位置）ごとの基準年度の温室効果ガス算定排出量について規則第1号様式別表2に記入すること。

(イ) 「前年度の実績」

前年度以外の年度を基準年度とした場合に、前年度及び前年度の温室効果ガス算定排出量も参考値として記入すること。

温室効果ガス算定排出量の算定については、第1章4によること。

なお、事業所（自動車運送事業者にあつては、使用の本拠の位置）ごとの前年度の温室効果ガス算定排出量について規則第1号様式別表2に記入すること。この場合、基準年度の温室効果ガス算定排出量に係る別表2とは別葉とすること。

(ウ) 「目標年度（B）」

目標年度における温室効果ガス排出量については、温室効果ガスの排出状況や計画期間における取組の内容などを総合的に勘案して事業者自ら設定すること。

目標年度は、計画期間の最終年度とする。

目標年度の温室効果ガス排出量は県が削減率を一律に設定するものではなく、事業者自ら設定するものとする。また、事業の拡大局面等の事情を勘案のうえ、総排出量 = 増加、原単位（生産量当たり）排出量 = 減少という目標設定についても可能とする。（右図参照）

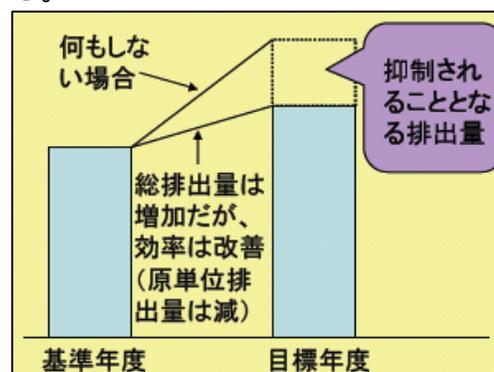


図 増加目標設定のイメージ

(I) 「増減率」($(B - A) / A$)

目標年度の温室効果ガス排出量（B）から基準年度の温室効果ガス算定排出量（A）を減じた数値を基準年度の温室効果ガス算定排出量（A）で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

イ 「原単位温室効果ガス算定排出量」

(ア) 「基準年度の実績（C）」

基準年度の前単位温室効果ガス算定排出量は、ア(ア)の基準年度の温室効果ガス算定排出量を『温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標（生産数量、延べ床面積等）』の基準年度の実績値で除して算出すること。

基準年度は、ア(ア)の基準年度と同一年度とする。

(イ) 「前年度の実績」

前年度以外の年度を基準年度とした場合に、ア(イ)の前年度の温室効果ガス算定排出量を『温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標(生産数量、延べ床面積等)』の前年度の実績値で除して算出し、参考値として記入すること。

(ウ) 「目標年度(D)」

目標年度の原単位温室効果ガス排出量は、ア(ウ)の目標年度の温室効果ガス排出量を『温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標(生産数量、延べ床面積等)』の目標年度の見込値で除して算出すること。

(I) 「増減率((D - C) / C)」

目標年度の原単位温室効果ガス排出量(D)から基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量(C)を減じた数値を基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量(C)で除し、100を乗じた数値を記入すること。

(オ) 「原単位の考え方」

原単位に使用した指標(温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映されると考えられるもの。生産数量、延べ床面積等。)や設定に係る考え方等を記入すること。

「特記事項」

過去の温室効果ガス排出削減に係る実績、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定や過去の削減実績、地球温暖化防止に貢献する技術・商品の開発の取組などがあれば、積極的に記入すること。

(3) 別表1

別表1は大規模エネルギー使用事業者のみ添付すること。

記入の方法は第1章2によること。

(4) 別表2

別表2は事業活動温暖化対策計画に関する事項で記入する(2)ア(ア)の基準年度の温室効果ガス算定排出量について、県内事業所(自動車運送事業者にあつては、使用の本拠の位置)ごとの量を記入するものとする。なお、基準年度を前年度以外の年度とした場合は、(2)ア(ア)の基準年度の温室効果ガス算定排出量及び(2)ア(イ)の前年度の温室効果ガス算定排出量のそれぞれについて、県内事業所(自動車運送事業者にあつては、使用の本拠の位置)ごとの量を記入した別表2を作成し提出すること。

温室効果ガス算定排出量の算定については、第1章4によること。

ただし、原油換算エネルギー使用量が1500kl未満である事業所については、まとめて記入することができるものとする。

2 計画の変更

当初作成した計画に変更があつた場合は、規則第1号様式により変更後の計画書を

作成し、提出すること。

3 計画の廃止

(1) 計画の廃止ができる者

計画の廃止ができる者は、条例第 17 条第 5 項及び規則第 9 号により、次の から
までのいずれかに該当する者であり、計画を廃止したときは、廃止届を提出する
こと。廃止届を提出した者は、以後報告書の提出は必要ない。

事業を廃止した特定事業者

計画書の提出後に、特定事業者の要件のすべてを満たさなくなった特定事業者

中小規模排出事業者

(2) 廃止届の記入要領

廃止届は、規則第 2 号様式により作成すること。

「住所・氏名」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、そ
の主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
を記入の上、押印すること。

ただし、氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押
印は不要とする。

なお、法人の代表者以外の者が、条例に係る諸手続の委任を受けた場合は、委任
状（様式任意）を計画書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の
所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を
記入の上、押印すること。

「廃止区分」

該当する廃止区分を選択し、 に「レ印」を記入すること。また、廃止区分の各
事由に該当することとなったことを確認できる書類を添付すること。

「連絡先」

計画書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号、FAX 番号及びメール
アドレスを記入すること。

4 その他

(1) 計画書、報告書等の各記入欄が不足する場合

提出様式の記入欄は記入量に応じて適宜調整すること。

提出様式において記入欄が不足する場合は、別紙とすることができるものとする。
この場合、別紙は A 4 サイズで 2 枚以内とすること。

第3章 報告書の作成

1 報告書の記入要領

報告書は、規則第3号様式により作成すること。

(1) 事業活動温暖化対策実施状況報告書

「年度」

報告対象年度を記入すること。

「住所」・「氏名」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入の上、押印すること。

ただし、氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印は不要とする。

なお、法人の代表者以外の者が、条例に係る諸手続きの委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を報告書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入の上、押印すること。

「連絡先」

計画書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。

(2) 事業活動温暖化対策計画の実施状況に関する事項

「住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を記入すること。

「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入すること。

この欄は、押印しないこと。

「事業概要」

事業の概要を記入するか、日本標準産業分類の中分類から主たる業種を選択し、業種名を記入すること。

「該当する事業者要件」 計画書と同一内容を記載

表 - 4 のアからウまでの区分から、該当する事業者要件を選択し、 に「レ印」を、計画書どおりに記入すること。（ア及びイのいずれの事業者要件にも該当する場合は、両者の に「レ印」を記入すること。）

「計画期間」 計画書と同一内容を記載

計画書に記載した計画期間を記入すること。

「事業活動温暖化対策計画書に定めた措置の実施状況」

計画に基づき実施した計画期間内の措置を記入すること。

措置の内容は簡潔に記入し、可能であれば実施年度を、またその措置によって削減した温室効果ガスの排出量が算出できる場合は、当該措置の内容と併せてその量を記入すること。

「温室効果ガス算定排出量等」

報告書では、計画書で設定した目標の進捗状況（達成状況）を把握するため、計画期間の各年度の温室効果ガス算定排出量の実績を記入すること。

ア 「年度区分」

計画書に記載した基準年度、前年度（基準年度を前年度以外の年度とした場合に限る。） 計画期間中の年度及び目標年度を記入すること。

イ 「 排出量 t-CO₂」

(ア) 「基準年度」・・・(A) 計画書と同一内容を記載

計画書に記載した基準年度の温室効果ガス算定排出量を、計画書どおりに記入すること。

(イ) 「前年度」 参考値 計画書と同一内容を記載

計画書で前年度以外の年度を基準年度とした場合は、計画書に記載した前年度の温室効果ガス算定排出量を、計画書どおりに記入すること。

(ウ) 「計画期間」・・・(B)

計画期間のうち、報告対象年度までの各年度の温室効果ガス算定排出量を記入すること。

温室効果ガス算定排出量の算定方法については、第1章4によること。

なお、事業所（自動車運送事業者にあつては、使用の本拠の位置）ごとの温室効果ガス算定排出量（報告対象年度）について規則第3号様式別表1に記入すること。

(エ) 「目標年度」・・・(C) 計画書と同一内容を記載

計画書に記載した目標年度における温室効果ガス排出量を、計画書どおりに記入すること。

ウ 「増減率（基準年度比）」

(ア) 「計画期間」 $((B - A) / A)$

計画期間の各年度の温室効果ガス算定排出量（ B ）から基準年度の温室効果ガス算定排出量（ A ）を減じた数値を基準年度の温室効果ガス算定排出量（ A ）で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

(イ) 「目標年度」 $((C - A) / A)$ 計画書と同一内容を記載

目標年度の温室効果ガス排出量（ C ）から基準年度の温室効果ガス算定排

出量(A)を減じた数値を基準年度の温室効果ガス算定排出量(A)で除し、100 を乗じた数値を、計画書どおりに記入すること。

エ 「補完的手段による削減量」

(ア) 「森林の整備及び保全(t-CO₂)」(規則第 15 条第 1 号該当)

熊本県森林吸収量認証制度により知事が発行した「熊本県森林吸収量認証書」を保有している場合、その証書に記載された二酸化炭素吸収量を記入することができるものとする。

ただし、次の(a)から(c)までのすべての条件を満たす必要がある。

(a) 「熊本県森林吸収量認証書」の写しを添付すること

(b) 「熊本県森林吸収量認証書」は当該報告書を提出する事業者に対して発行されたものであること。

(c) 「熊本県森林吸収量認証書」が証明する年度が計画期間内であること。

(イ) 「再生可能エネルギーを利用した電力又は熱であって、県内で発電し、又は発生したものであるものの供給(t-CO₂)」(規則第 15 条第 2 号該当)

再生可能エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち余剰電力又は熱として他に供給した量について、第 1 章 4 (3)の 又は の方法により算定した量を記入することができるものとする。

ただし、発電量又は供給量について県内で発電し、又は発生したものであることを確認できる資料を添付する必要がある。

(ロ) 「グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入(t-CO₂)」(規則第 15 条第 3 号該当)

グリーン電力証書又はグリーン熱証書を保有している場合、その保有する電力量又は熱量について、第 1 章 4 (3) 又は の方法により算定した量を記入することができるものとする。

ただし、次の(a)から(c)までのすべての条件を満たす必要がある。

(a) グリーン電力証書又はグリーン熱証書の写しを添付すること。また、報告後に他者にグリーン電力証書又はグリーン熱証書を譲渡しない旨の確約書(様式は任意とする。)を添付すること。

(b) グリーン電力証書又はグリーン熱証書は、財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行されたものであること。

(c) グリーン電力証書又はグリーン熱証書が、県内の施設により生産された電力又は熱を対象として発行されたものであること。

(イ) 「その他知事が認めるもの」(規則第 15 条第 4 号該当)

規則第 15 条第 4 号の知事が認めるものは、(a)国内クレジット制度に基づき認証されたクレジット及び(b) J - V E R 制度に基づき認証されたクレジットとする。

(a) 国内クレジット制度に基づき認証されたクレジット

国内クレジット認証委員会が認証したクレジットを保有している場合、そのクレジットに係る二酸化炭素の量を記入することができるものとする。

ただし、次の a 及び b の条件を満たす必要がある。

- a 報告書を提出した事業者が、計画期間内にクレジットの償却を行ったことを確認できる資料を添付すること。
- b クレジットに係る排出削減事業は県内事業所において実施されたものであること。

(b) J - V E R 制度に基づき認証されたクレジット

オフセット・クレジット (J - V E R) 認証運営委員会が認証したクレジットを保有している場合、そのクレジットに係る二酸化炭素の量を記入することができるものとする。

ただし、次の a 及び b の条件を満たす必要がある。

- a 報告書を提出した事業者が、計画期間内にクレジットの無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。
- b クレジットに係る排出削減・吸収プロジェクトは県内で実施されたものであること。

オ 「 合計 (t-CO₂) 」 ・ ・ ・ (D)

エの(ア)から(イ)までを合計した数値を記入すること。

カ 「 差引後排出量 (t-CO₂) 」 (B) - (D) ・ ・ ・ (E)

温室効果ガス算定排出量 (B) から補完的手段による削減量の合計 (D) を差し引いた数値を記入すること。

キ 「 差引後増減率 (基準年度比) 」 ((E - A) / A)

計画期間の差引後排出量 (E) から基準年度の温室効果ガス算定排出量 (A) を減じた数値を基準年度の温室効果ガス算定排出量 (A) で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

「原単位温室効果ガス算定排出量等」

ア 「 排出量 t-CO₂ 」

(ア) 「 基準年度 」 ・ ・ ・ (F) 計画書と同一内容を記載

計画書において、原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行ったときは、計画書に記載した基準年度における原単位温室効果ガス算定排出量を記入すること。

(イ) 「 前年度 」 計画書と同一内容を記載

計画書において前年度以外の年度を基準年度とした場合に、原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行ったときは、計画書に記載した前年度における原単位温室効果ガス算定排出量を記入すること。

(ウ) 「 計画期間 」 ・ ・ ・ (G)

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、イの温室効果ガス算定排出量を『温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標 (生産数量、延べ床面積等)』の各年度の実績値で除して算出すること。使用する指標は計画書で使用したものを使用すること。使用する指標を変更する場合は、まず計画の変更を行うこと。

(I) 「目標年度」・・・(H) 計画書と同一内容を記載

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、計画書に記載した目標年度における原単位温室効果ガス排出量を記入すること。

イ 「増減率（基準年度比）」

(ア) 「計画期間」((G - F) / F)

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、計画期間の各年度の原単位温室効果ガス算定排出量 (G) から基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量 (F) を減じた数値を基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量 (F) で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

(イ) 「目標年度」((H - F) / F) 計画書と同一内容を記載

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、計画書に記載した目標年度の原単位温室効果ガス排出量を記入すること。

ウ 「差引後排出量 (t-CO₂)」・・・(I)

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、力の各年度の差引後温室効果ガス算定排出量 (E) を『温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標 (生産数量、延べ床面積等)』の各年度の実績値で除して算出すること。使用する指標は計画書で使用したものを使用すること。使用する指標を変更する場合は、まず計画の変更を行うこと。

エ 「差引後増減率（基準年度比）」((I - F) / F)

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、計画期間の各年度の原単位の差引後温室効果ガス算定排出量 (I) から基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量 (F) を差し引いた数値を基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量 (F) で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

オ 「原単位の考え方」 計画書と同一内容を記載

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、計画書に記載した原単位の考え方を記入すること。使用する指標を変更する場合は、まず計画の変更を行うこと。

「計画の進捗又は達成の状況等」

計画期間における温室効果ガス排出量削減の進捗の状況及び計画終了時における計画書に掲げた温室効果ガス排出量の目標達成又は未達成の理由等を記載することができるものとする。必ずしも記入する必要はない。

また、最終年度の報告で、目標が未達成の場合のペナルティや罰則等は一切ないものとする。

「特記事項」

過去の温室効果ガス排出削減に係る実績、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定や過去の削減実績、地球温暖化防止に貢献する技術・商品の開発の取組などがあれば、積極的に記入すること。

(3) 別表 1

別表 1 は「事業活動温暖化対策計画の実施状況に関する事項」で記入する(2) イ(ウ)の報告対象年度の温室効果ガス算定排出量について、県内事業所(自動車運送事業者にあつては、使用の本拠の位置)ごとの量を記入するものとする。

温室効果ガス算定排出量の算定については、第 1 章 4 によること。

ただし、原油換算エネルギー使用量が 1500kl 未満である事業所については、まとめて記入することができるものとする。

2 その他

(1) 記入欄が不足する場合

提出様式の記入欄は記入する量に応じて適宜調整すること。

提出様式において記入欄が不足する場合は、別紙とすることができるものとする。この場合、別紙は A 4 サイズで 2 枚以内とすること。

第4章 計画書又は報告書の公表

1 提出された計画書又は報告書の公表

提出のあった計画書又は報告書は県で内容を確認の後、県ホームページにて公表する。県は内容を確認するため、提出者に対し条例第50条第1号の規定により根拠資料等の提出を求める場合がある。

また、一旦公表した後、内容に疑義が生じた場合も同様に根拠資料等の提出を求める場合がある。この場合、内容が確認できるまでの間、公表を停止する場合がある。

公表は、提出のあった計画書及び報告書の次の(1)及び(2)の部分により公表するものとする。

- (1) 計画書：規則第1号様式の「事業活動温暖化対策計画に関する事項」に該当する部分（記入欄が不足するとして別紙を添付した場合は、その別紙も対象となる。）とする。
- (2) 報告書：規則第3号様式の「事業活動温暖化対策計画の実施状況に関する事項」に該当する部分（記入欄が不足するとして別紙を添付した場合は、その別紙も対象となる。）とする。

2 公表の期限

計画書の公表は、計画期間終了年度の翌年度の3月末日まで行う。

報告書の公表は、直近の報告書によるものとし、計画期間終了年度の翌年度の3月末日まで行う。

廃止届の提出があった事業者については、速やかに当該廃止に係る計画書及び報告書の公表を終了する。

3 権利利益の保護に係る請求

計画書又は報告書の内容が公にされることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料する事業者は、知事に対し権利利益の保護に係る請求を行うことができる。

（参考）事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合の例。

ア 製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する秘密の情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手等に知られ、正当な利益を害する蓋然性が高いもの

イ 原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する秘密の情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手等に知られ、正当な利益を害する蓋然性が高いもの

ウ その他生産、技術等に関する秘密の情報であって、公にすることにより権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いもの

当該温室効果ガスの情報が直接権利利益の侵害に当たらない場合であっても、他の通常一般に入手可能な情報との照合により権利利益を害するおそれのある秘匿すべき情報が推測可能な場合を含む。

(1) 請求の方法

権利利益の保護に係る請求書（規則第4号様式）を、当該請求に係る計画書又は報告書と併せて、提出すること。

(2) 知事の決定

県は、請求があったときは、審査を行い、請求内容を認める場合はその旨を、請求内容を認めない場合はその旨及びその理由を、請求者に対して通知する。審査にあたり、内容を確認するため、条例第50条第1号の規定により根拠資料等の提出を求める場合がある。

(3) 請求を認める場合の計画書又は報告書の公表方法

計画書又は報告書の全部を公表しないことが適当と認められる場合

計画書又は報告書自体を公表しないものとする。この場合、事業者名及び当該事業者が権利利益の保護に係る請求を行い、知事がこれを認めた旨を公表するものとする。

計画書又は報告書の一部を公表しないことが適当と認められる場合

公表しないことが適当と認められる情報を部分的に消去した計画書又は報告書により公表するものとする。この場合、公表に際し、当該情報について、当該事業者から権利利益の保護に係る請求があり、知事がこれを認めた旨を公表するものとする。

(4) 権利利益の保護に係る請求書の記入要領

権利利益の保護に係る請求書は規則第4号様式により作成すること。

「住所」・「氏名」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入の上、押印すること。

ただし、氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印は不要とする。

なお、法人の代表者以外の者が、条例に係る諸手続きの委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を請求書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入の上、押印すること。

「公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する情報」

請求を行う情報について、計画書又は報告書のどの部分が該当するかが分かるように明確に記入すること。

「権利利益が害されるとおそれがあると思料する理由」

事業者の権利利益が害されるおそれがあると思料する権利利益の具体的な内容について、記入すること。

「権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実」

権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実を具体的に記入すること。少なくとも次のアからウまでについて具体的に説明すること。

ア 請求に係る情報が通常一般に入手できない状態にあることの説明

イ 権利利益が害されるおそれがあると思料する背景となる情報

ウ 請求に係る情報が公にされることにより請求者の権利利益が害される具体的な事情

連絡先

計画書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。